



鳥取県公報

平成16年5月21日(金)

号外第78号

毎週火・金曜日発行

目 次

公 告	狩猟免許試験の実施（環境政策課）.....	1
	狩猟免許の更新に係る適性試験等の実施（〃）.....	2

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成16年5月21日

鳥取県知事 片山善博

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの。

2 実施期日等

実施期日	時間	場所
平成16年7月23日（金）	午前9時30分から 午後5時まで	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所 講堂ほか
平成16年7月30日（金）	午前9時30分から 午後5時まで	米子会場 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所新館 第15会議室ほか
平成16年9月5日（日）	午前9時30分から 午後5時まで	倉吉会場 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所新館 第202会議室ほか

3 試験

(1) 科目

- ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
- イ 知識試験（鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識）
- ウ 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する保健所(支所)長に持参又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けていない者にあっては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 80円切手1枚(受験票返送用)

5 申込受付期間

平成16年6月1日(火)から各会場ごとに次に掲げる期限日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による場合は、期限日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 鳥取会場 平成16年7月5日(月)
- (2) 米子会場 平成16年7月12日(月)
- (3) 倉吉会場 平成16年8月18日(水)

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料 5,300円(法第49条の規定により狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあっては、4,000円)
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

- (1) 県主催の狩猟者養成講習会(受講料無料)の参加希望者は、受験申込みの際に申し出ること。
- (2) 詳細については、鳥取県生活環境部環境政策課(電話0857-26-7872)又は住所地を所管する保健所(支所)に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成16年5月21日

鳥取県知事 片山善博

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

- (1) 鳥取保健所管内(鳥取保健所郡家支所管内を除く。)

実施期日	時間	場所	対象者
平成16年8月3日(火)	午前9時から	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂	鳥取市、岩美郡又は気高郡に住所を有する者

(2) 鳥取保健所郡家支所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成16年8月6日(金)	午前9時から	八頭郡郡家町大字宮谷80 郡家町中央公民館第二研修室	八頭郡に住所を有する者

(3) 倉吉保健所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成16年8月10日(火)	午前9時から	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡に住所を有する者

(4) 米子保健所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成16年8月20日(金)	午前9時から	米子市東福原一丁目1-45 鳥取県西部福祉保健局大会議室	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

(5) 日野保健所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成16年8月27日(金)	午前9時から	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所会議室棟大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び狩猟に関する法令
- イ 鳥獣の判別
- ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を管轄する保健所(支所)長に持参又は郵送すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けていない者にあっては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 80円切手1枚(受検票返送用。郵送により申請する者のみ)

6 申込受付期間

平成16年7月1日(木)から各保健所又は保健所支所ごとに次に掲げる期限日まで(日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による場合は、期限日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 鳥取保健所管内 平成16年7月23日(金)
- (2) 鳥取保健所郡家支所管内 平成16年7月26日(月)
- (3) 倉吉保健所管内 平成16年7月30日(金)
- (4) 米子保健所管内 平成16年8月10日(火)
- (5) 日野保健所管内 平成16年8月17日(火)

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円

- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部環境政策課(電話0857-26-7872)又は住所地を所管する保健所(支所)に問い合わせること。